

平成 27 年 9 月 16 日

経営者団体の長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

人口減少社会の到来する中、長時間労働の是正と働き方改革を進め、女性や高齢者をはじめとするすべての人々が、働きやすく、活躍しやすい職場環境を作ること、一人一人の潜在力が最大限に発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題となっております。

しかしながら、我が国においては、長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂 2015－未来への投資・生産性革命－」におきまして、引き続き、「働き方改革の実行・実現」のため「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれました。また、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成 26 年法律第 100 号)」に基づき、平成 27 年 7 月 24 日に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を閣議決定したほか、同法において、11 月は過労死等防止啓発月間とされております。

この長時間労働問題については、厚生労働省に私自身を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を 2 つの柱として、省を挙げて取り組んできました。その上で、本年も、

昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしたところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

塩崎恭久